

スポーツ施設利用料（税込）

区分				金額					
				午前	午後1	午後2	夜間	全日	
開始時刻				9:00	12:10	15:20	18:30	9:00	
終了時刻				12:00	15:10	18:20	21:30	21:30	
大 体 育 室	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	全面利用	平日	9,160円	11,000円	12,420円	14,050円	41,750円
			全面利用	休日	10,990円	13,200円	14,900円	16,860円	50,100円
		入場料を徴収する場合	全面利用	平日	4,580円	5,500円	6,210円	7,020円	20,870円
			全面利用	休日	5,490円	6,600円	7,450円	8,420円	25,040円
	その他の催物に利用する場合	興行に利用する場合		平日	92,370円	111,420円	124,970円	141,260円	419,420円
		見本市、商品展示会その他これらに類することに利用する場合		平日	36,870円	44,400円	49,800円	56,420円	167,640円
				休日	44,240円	53,280円	59,760円	67,700円	201,160円
		集会、式典その他に利用する場合		平日	18,430円	22,100円	24,850円	28,210円	83,720円
				休日	22,110円	26,520円	29,820円	33,850円	100,460円
				平日	1,010円	1,120円	1,220円	1,320円	4,270円
	選手控室 1		休日	1,210円	1,340円	1,460円	1,580円	5,120円	
	選手控室 2		平日	1,010円	1,120円	1,220円	1,320円	4,270円	
			休日	1,210円	1,340円	1,460円	1,580円	5,120円	
	役員室		平日	400円	500円	610円	710円	2,130円	
			休日	480円	600円	730円	850円	2,550円	
	小体育室		平日	5,700円	6,620円	7,430円	8,450円	25,360円	
			休日	6,840円	7,940円	8,910円	10,140円	30,430円	
	武道室 1		平日	1,620円	1,930円	2,240円	2,540円	7,630円	
		休日	1,940円	2,310円	2,680円	3,040円	9,150円		
武道室 2		平日	1,620円	1,930円	2,240円	2,540円	7,630円		
		休日	1,940円	2,310円	2,680円	3,040円	9,150円		
武道室 1・2（併用）		平日	3,240円	3,860円	4,480円	5,080円	15,260円		
		休日	3,880円	4,620円	5,360円	6,080円	18,300円		
研修室 1		平日	1,620円	1,620円	1,730円	2,130円	6,410円		
		休日	1,940円	1,940円	2,070円	2,550円	7,690円		
研修室 2		平日	1,620円	1,620円	1,730円	2,130円	6,410円		
		休日	1,940円	1,940円	2,070円	2,550円	7,690円		
研修室 1・2（併用）		平日	3,240円	3,240円	3,460円	4,260円	12,820円		
		休日	3,880円	3,880円	4,140円	5,100円	15,380円		
弓道場		入場料を徴収しない場合（1回4時間まで）						5,090円	
		入場料を徴収する場合（1回4時間まで）						30,550円	

- 土曜日、日曜日及び祝日にスポーツ施設を利用する場合の施設専用利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とする。
ただし、弓道場は除く。（10円未満の端数は、切り捨てる）
- 利用時間の変更がされた場合で、当該変更に係る時間（21時30分から翌日9時までの時間に限る）にスポーツ施設を利用するときの施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、利用日の夜間の利用時間の区分の算出後の利用料の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる）の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる）とする。
- 各区分内におけるスポーツ施設の利用の許可に係る時間が当該利用時間の区分の時間に満たない場合の施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、当該利用時間の区分の算出後の利用料の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる）とする。

※団体利用において、市内に所在する障がい者団体として健康福祉局から承認を受けた団体が行事等で利用する場合には、施設等の利用料金の5割相当額を減額します。事前に減免申請書の提出が必要です。